

周南市監査委員 久行 竜二  
周南市監査委員 岩田 淳司

定期監査結果の報告に係る措置状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定し市長等に提出しましたが、同条第14項の規定により、市長から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、公表します。

1 監査の対象

産業振興部

商工振興課 中心市街地活性化推進課 農林課 水産課

2 監査の範囲

令和3年4月から8月までの収入、支出及び契約等財務に関する事務

3 監査の実施期間

令和3年10月7日（木）から12月15日（水）まで

4 監査の実施に基づき措置を講じた内容

商工振興課

(1) 共通的事項

ア	指摘事項	周南市企業立地促進条例について、第2条の用語の意義に不備があるものがあつた。
	措置状況	不備を解消する改正について、令和4年3月議会に上程いたします。

中心市街地活性化推進課

(1) 収入事務

ア	指摘事項	使用料について、周南市徳山駅前賑わい交流施設条例に基づいた収納手続きが行われていないものがあつた。
	措置状況	今後は適正に収納手続きを行います。

(2) 支出事務

ア	指摘事項	前年度に実施された修繕工事の支払いについて、今年度行われているものがあつた。
	措置状況	今後は適正に執行いたします。

(3) 財産管理事務

ア	指摘事項	備品の管理について、前回の定期監査措置状況報告で措置を実施したと報告した備品シールの貼付が行われていないものがあつた。
	措置状況	直ちに貼付いたしました。

農林課

(1) 支出事務

ア	指摘事項	旅費について、周南市旅費条例に基づいて支給されていないものがあつた。
	措置状況	適正に支給いたしました。

(2) 契約事務

ア	指摘事項	周南市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に該当しない業務委託契約について、年度開始前に見積合わせが執行されているものがあつた。
	措置状況	今後は年度開始後に見積合わせを実施いたします。

水産課

(1) 契約事務

ア	指摘事項	土地賃貸借契約について周南市職務権限規程に基づく事前伺いが実施されていないものがあつた。
	措置状況	事前伺いが実施されていなかったものについて、直ちに決裁いたしました。